

令和8年度 随意契約一覧表(環境部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	環境政策室	令和8年度吹田市立やすらぎ苑火葬炉設備保守点検業務	吹田市立やすらぎ苑における火葬炉の各設備についての保守点検業務	令和8年4月1日から 令和8年6月30日まで (令和8年4月1日)	福岡県福岡市博多区東公園6番21号 太陽築炉工業株式会社	4,928,000円	点検の対象である吹田市立やすらぎ苑の火葬炉設備システム全体が太陽築炉工業株式会社独自のもので、「火葬炉の燃焼制御システム及び火葬炉の燃焼制御方法」として、火葬炉システム全体で特許(特許第4413249号)を取得しています。当該設備の安全・安心な操業及び周辺環境保全など機能維持に必要な保守点検については独自のノウハウが必要であるため (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)契約の相手方が特定されるとき【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)
2	環境政策室	吹田市立やすらぎ苑4系排ガス処理設備及びその他修繕	吹田市立やすらぎ苑火葬炉設備について、熱交換器上部ダクト・接続ダクト、熱交換器エレメントカバー、主燃バーナキャンバスダクト、バーナリングの修繕	令和8年4月1日から 令和8年6月12日まで (令和8年4月1日)	福岡県福岡市博多区東公園6番21号 太陽築炉工業株式会社	14,256,000円	修繕の対象である吹田市立やすらぎ苑の火葬炉設備が太陽築炉工業株式会社独自のもので、「火葬炉の燃焼制御システム及び火葬炉の燃焼制御方法」として、火葬炉システム全体で特許(特許第4413249号)を取得しています。このため、材料や機器の選定、使用方法及び施行方法についても同社独自で行わなければ火葬炉の適正な運転が担保できず、火葬炉設備全体としての性能、安全性が確保出来なくなるものであるため (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)契約の相手方が特定されるとき【建設工事】ア 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないときに該当)
3	環境保全指導課	環境監視等(水質等)委託業務	河川・水路・ため池水質調査、地下水調査、河川・水路等のダイオキシン類調査及び事業所排水規制に係る試料採取・分析を実施するとともに、測定データの管理を行う。	令和8年4月1日から 令和8年5月31日まで (令和8年4月1日)	大阪府茨木市南目垣1丁目4番1号 帝人エコ・サイエンス(株) 茨木事業所	5,407,600円	入札の準備のために年度当初の当該入札に必要と認められる期間について、前年度の契約の相手方と契約を締結したため。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)キ②に該当)
4	事業課	一般廃棄物(塵芥・ペットボトル)収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	吹田市川岸町7番10号 鍵本産業(株)	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額577円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額343円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 710円 執行予定総額 307,282,384円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
5	事業課	一般廃棄物(塵芥・ペットボトル)収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪市都島区内代町2丁目7番38号 北大阪清掃(株)	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額577円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額343円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 710円 執行予定総額 102,310,859円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)
6	事業課	一般廃棄物(塵芥・ペットボトル)収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪市淀川区田川北2丁目4番10号 (株)大建工業所	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額577円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額343円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 710円 執行予定総額 270,430,127円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)
7	事業課	一般廃棄物(塵芥・ペットボトル)収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪市阿倍野区阪南町3丁目42番10号 大道興業(株)	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額577円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額343円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 710円 執行予定総額 235,682,337円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
8	事業課	一般廃棄物(塵芥・ペットボトル)収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	高槻市上田辺町19番8号 都市クリエイト(株)	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額577 円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額343 円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 710円 執行予定総額 112,137,682円 ※単価には消費税 を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)
9	事業課	一般廃棄物(塵芥・ペットボトル)収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	吹田市岸部中2丁目10番 10号 西川清掃(株)	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額577 円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額343 円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 710円 執行予定総額 249,722,453円 ※単価には消費税 を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)
10	事業課	一般廃棄物(塵芥・ペットボトル)収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	吹田市江坂町3丁目48番 51号 (株)マルサン	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額577 円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額343 円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 710円 執行予定総額 126,352,311円 ※単価には消費税 を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
11	事業課	一般廃棄物(塵芥・ペットボトル)収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	吹田市東御旅町5番34号 (株)村尾興業	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額577 円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額343 円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 710円 執行予定総額 119,683,742円 ※単価には消費税 を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)
12	事業課	一般廃棄物(塵芥・ペットボトル)収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	吹田市江坂町5丁目21番 9-203号 (株)NANBU	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額577 円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額343 円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 710円 執行予定総額 103,714,692円 ※単価には消費税 を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)
13	事業課	一般廃棄物(ペットボトル)収集運搬業務	市内の一般廃棄物(ペットボトル)の収集運搬	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	吹田市出口町19番1号 社会福祉法人さつき福祉 会	単価契約 1か所1回当たり 700円 執行予定総額 960,960円 ※単価には消費税 を含まない	障害者優先調達推進法に基づく、障がい者施策の一環であり、福祉施設におけるペットボトルの収集運搬業務の委託であるため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第3号に該当)
14	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター一般廃棄物埋立処分業務	資源循環エネルギーセンターから排出される焼却残灰を、大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場にて埋立処分する業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪市北区中之島2丁目2 番2号 大阪湾広域臨海環境整備 センター	単価契約 1tあたり 12,870円(税込) 執行予定総額 48,906,000円	本市は、廃棄物の適正な最終処分を行うため、焼却残灰等の埋め立てを大阪湾広域臨海環境整備センターに委託しています。同センターは、「広域臨海環境整備センター法」(昭和56年法律第76号)に基づき、4港湾管理者(大阪港、堺泉北港、神戸港、尼崎西宮芦屋港)と近畿2府4県168市町村が出資して廃棄物の適正処理、港湾機能の拡充及び新たな埋立地の活用を図ることを目的に、港湾埋立整備事業を行っています。同センターが保有する処分場は、大阪府域における唯一の公共最終処分場であり、また吹田市内に埋立処分可能な土地がないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同センターと単独随意契約をするものです。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)物品・委託役務関係業務 カに該当)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
15	資源循環エネルギーセンター	大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業(令和8年度建設委託契約)	令和8年度大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設工事における分担金	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪湾広域臨海環境整備センター	8,763,000円	資源循環エネルギーセンターの焼却残灰等の埋立は、廃棄物の適正な最終処分を行うため、大阪湾広域臨海環境整備センターに委託しています。同センターは、「広域臨海環境整備センター法」(昭和56年法律第76号)と事業計画に基づき、4港湾管理者(大阪港、堺泉北港、神戸港、尼崎西宮芦屋港)と近畿2府4県168市町村が出資して、廃棄物の適正処理、港湾機能の拡充及び新たな埋立地の活用を図ることを目的に港湾埋立整備事業を実施しています。その運営費用については、上記の出資者で年度ごとに団体別に負担しています。運営費用のうち、建設委託については、同センターの搬入基地が供給開始から20年以上が経過し、設備の老朽化が進んでおり、早急な設備改修等の対策が必要なため、延命化対策工事、排水処理施設関係工事を計画的に実施しています。また、ダイオキシン類基準超過廃棄物の搬入事業が発生したことを受け、環境保全対策調査も合わせて実施しています。調査委託については、令和10年以降の次期計画調査に向けた環境影響評価に着手しています。同センターが保有する処分場は、大阪府域における唯一の公共最終処分場であり、また、吹田市内には埋立処分可能な土地がないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同センターと単独随意契約するものです。(随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当。)
16	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター溶融飛灰搬送処理業務	資源循環エネルギーセンターから排出される溶融飛灰を再資源化するために処理施設までの搬送と処理業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	栃木県小山市大字梁2333番地29 メルテック・東亜環境コーポレーション共同企業体	単価契約 溶融飛灰1tあたり 71,390円(税込) 溶融飛灰(混合灰) 1tあたり 75,790円(税込) 執行予定総額 65,571,000円	本業務は、吹田市一般廃棄物処理基本計画に基づきリサイクル率向上のため、資源循環エネルギーセンターから発生する溶融飛灰中に含まれている重金属類を、山元還元処理にて有効な資源にするために資源化処理を行う業務です。溶融飛灰は特別管理一般廃棄物にあたるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの関係法令等を遵守し、安全に資源化処理することが可能な施設での処理が必要です。年間を通して安定的に資源化処理できる施設を有する吹田市の登録業者は、メルテック株式会社1社のみです。また、本業務には、溶融飛灰の資源化処理業務と、それに付随する運搬業務の2種類の業務が含まれています。メルテック株式会社は資源化処理業務しか行っていないため、運搬業務を行う者に業務を委託する必要があります。メルテック株式会社と運搬業務について業務提携を行っている株式会社東亜環境コーポレーションは、取扱いについての十分な知識と搬送中に溶融飛灰が飛散しない構造の車両を複数台有し、搬送実績があります。これらにより、本業務を実施できる者は上記2者と緊急時の体制(灰処理のみ)としてメルテックいわき株式会社を含めた3者以外はいません。また、同一契約を行うことで、効率的な事務処理等ができてコスト削減となるため、メルテック株式会社と株式会社東亜環境コーポレーション及びメルテックいわき株式会社による、メルテック・東亜環境コーポレーション共同企業体として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意交渉をするものです。(随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当。)
17	破碎選別工場	破碎選別工場 廃乾電池搬送処理業務	廃乾電池の適正処理及び搬送処理業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪市中央区高麗橋2丁目1番2号 野村興産(株) 関西営業所	単価契約 1kgにつき 75円(税抜) 執行予定総額 6,270,000円	国内で水銀含有廃棄物を再資源化処理できる業者は、野村興産(株)が唯一の業者で、また搬送業務を別途契約するより、合わせて契約したほうが経費の節減が確保できる等有利と認められるため(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号【物品・委託役務関係業務】(4)に該当)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
18	破碎選別工場	破碎選別工場等 電算機システム年間 保守点検業務	破碎選別工場及び資源リサイクルセンターの電算機とプログラブルコントローラによる運転、制御及び記録を行うシステムを正常かつ円滑に稼働させるための保守点検業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪市北区小松原町 2番4号 メタウォーター(株) 関西営業部	4,345,000円	本業務に係る電算機システムは、富士電機(株)により開発された製品で、メタウォーター(株)関西営業部は業務を引き継いだ業者で、部品供給及び整備は、当該業者でしか行うことができないため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資源循環エネルギーセンター	吹田市 資源循環エネルギーセンター 1号炉系機械設備整備	本整備は、資源循環エネルギーセンターの1号炉系燃焼設備、燃焼ガス冷却設備及び排ガス処理設備について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和8年5月11日から 令和8年11月6日まで (令和8年5月11日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2 丁目2番33号 株式会社 タクマ	109,120,000円	本整備に係る燃焼設備、燃焼ガス冷却設備及び排ガス処理設備は、株式会社タクマの製品で、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
2	資源循環エネルギーセンター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 39,915kg	令和8年5月8日から 令和8年5月19日まで (令和8年5月8日)	大阪府大阪市 中央区平野町 4丁目6番4号 大鳥産業(株)	5,332,443円	令和8年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約にも基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
3	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給。	令和8年5月1日から 令和8年5月31日まで (令和8年5月1日)	東京都千代田区 霞が関3-2-5 霞が関ビルディング33階 バンブーパワートレーディング 合同会社	4,309,797円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)